

令和3年度 第5回伊丹市環境審議会 議事録

日時：令和3年11月24日（水）10時00分～11時25分
場所：スワンホール 1階 第4会議室

- ・内 容：伊丹市環境基本計画（第3次）の改定について
伊丹市地球温暖化対策推進実行計画の取組方針について
- ・出席状況：13名中 9名出席
出席者：笠原会長、塚口委員、宮川委員、杉本委員、長谷川委員、植木委員
木下委員、辻野委員、高見委員
欠席者：菊井副会長、中野委員、吉村委員、服部委員
- ・傍聴者：無
- ・配布資料
資料① 伊丹市環境審議会委員名簿（次第裏面）
資料② 地球温暖化に関する国の動向と伊丹市の方針
資料③ 伊丹市環境基本計画（第3次）の改定内容について（案）
参考資料 伊丹市環境基本計画（第3次）

1. 開会（10:00）

- ・出席状況の確認
事務局より、伊丹市環境審議会規則に基づき、本審議会が成立していることを報告
- ・議事録署名委員の指名
宮川委員、植木委員を選任

2. 諮問

- ・諮問書（伊丹市環境基本計画（第3次）の改定について）を会長へ交付

3. 審議事項

- （1）伊丹市環境基本計画（第3次）の改定について及び伊丹市地球温暖化対策推進実行計画の取組方針について
- ・事務局より、「資料② 地球温暖化に関する国の動向と伊丹市の方針」の説明
 - 会長
事務局より説明があった内容について、意見・質問等あるか。
 - 委員
環境価値の創造について具体的内容を教えていただきたい。
 - 事務局
主な取組内容としては、国が運用するJ-クレジット制度の活用による環境価値のクレジット化及び当該クレジットを売却して得た収益を環境事業への投資に活用することを計画している。
J-クレジット制度は、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用による温室効果ガス削減量をクレジットとして認証する制度であり、認証されたクレジットは売却やカーボンオフセットに活用することができる。本市の場合、今年度から太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業を実施しており、主に市民が当該事業により生み出した温室効果ガス削減価値を集約化し活用することを考えている。
 - 委員
創エネ蓄エネの普及拡大には、啓発だけでなく市民への財政的な補助が必要と考えるがいかかがか。

○事務局

本市としてはまず、今年度から開始している太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業のような民間活力を活用した事業の実施を検討していきたいと考えている。

○委員

国において温室効果ガスの削減目標が 46%と示されている中で、伊丹市の削減目標 48.6%や削減水準 46.2%のように小数点第 1 位まで設定しているのは、各事業効果の積み上げ等により細かく算出した結果ということか。

○事務局

今回示した数値については、今年 10 月 22 日に閣議決定された国の地球温暖化対策計画に示された各部門の削減目標及び本市の 2013 年度実績等を基に設定したものである。あくまで、本審議会資料において、詳細な数値をお示ししたいとの考えよりこの表記となっている。なお、計画へ記載する際の有効数字については今後検討する。

○委員

計画の目標値は強く市民が意識する数字になることを踏まえ、小数点以下まで示すのかどうかを検討いただきたい。

○委員

具体的施策の中にバイオマスエネルギーの導入に関する記載がないが市としてどう考えているか。

○事務局

使用電気の脱炭素化において、バイオマス由来の電力の調達も含めて計画している。なお、今年度、再生可能エネルギー100%電力に切り替えた本庁舎の電力はバイオマス由来となっている。

○委員

市営プールや公民館の熱源として木質チップを活用したボイラーを設置する等の検討余地があるのであれば今後検討いただきたい。

○事務局

検討する。

○会長

移動手段の脱炭素化において、2030 年度までに公営企業を含む公用車の約 30%を電動化しているとされているが、具体的にどのように取組を進めていく予定か。

○事務局

更新を迎えた車両について随時、電動化を検討していく予定である。2030 年度までに更新時期を迎える車両について、現状、電動化が可能と考えられる車両が公用車全体の約 30%を占めていることを踏まえ目標値を設定している。

○会長

公営企業を含むということは市営バスも対象となると思うが、バスの電動化は非常に効果が大きくいと想定されるため市の事業として積極的に取り組んでいただきたい。

○会長

創エネ蓄エネの普及拡大においては、太陽光発電設備等を設置するとしている。一方で伊丹市には大規模な太陽光発電設備を設置するような土地がないと思うが、具体的にどのように取組を進めていく予定か。

○事務局

ご指摘のとおり、本市は人口密度が高く、建物も密集している都市型の地域特性を有しており、大規模な遊休地も存在しない。そのため、太陽光発電設備の設置場所は建屋の屋根や屋上を想定している。来年度、公共施設における太陽光発電ポテンシャル調査を予定しており、当該調査結果を基に順次、導入していきたいと考えている。

○委員

他の施策における削減量と比較すると 220 トンは小さいが、半減しても計画目標未達成となる可能性がある。他の施策では実績値や想定している取組内容から削減量を設定しているようにお見受けするが、当該数値の確度はどの程度か。

○事務局

各市施設の残余法定耐用年数や耐震化の状況、太陽光発電設備の設置実績等を考慮して設定した数値である。

○委員

削減目標の内、使用電気の脱炭素化による削減量の占める割合が大きいことから、今後は使用電気の脱炭素化を重点的に取り組めば良いのではないかと。

○事務局

取組の効果としては、使用電気の脱炭素化が最も数字に表れることになるため、事業者として目標を達成することを目的にするのであれば、当該施策のみを重点的に取り組むことは考えられる。ただし、地方公共団体の役割として、率先してその他の施策にも取り組むことで市域への普及・啓発を兼ねることも必要であると考えている。

・事務局より、「資料③ 伊丹市環境基本計画（第3次）の改定内容について（案）」の説明

○会長

環境基本計画 7 ページの修正案について、意見・質問等あるか。

○委員

2016 年 5 月に策定された「地球温暖化対策計画」の中期目標について、「示されていまして。」と表記されているのはなぜか。「示されました。」が適当ではないかと。

○事務局

国の前計画を説明した内容のため、そのような表現となっている。

○会長

その他、意見・質問等あるか。

○委員

(意見なし)

○会長

環境基本計画 8 から 9 ページの修正案について、意見・質問等あるか。

○委員

(意見なし)

○会長

環境基本計画 18 ページの修正案について、意見・質問等あるか。

○委員

(意見なし)

○会長

環境基本計画 22 ページの修正案について、意見・質問等あるか。

○委員

(意見なし)

○会長

環境基本計画 24 ページの修正案について、意見・質問等あるか。

○委員

(意見なし)

○会長

環境基本計画 25 ページの修正案について、意見・質問等あるか。

○委員

(意見なし)

○会長

環境基本計画 27 ページの修正案について、意見・質問等あるか。

○委員

(意見なし)

○会長

2020 年度の実績値の追記及びそれに付随する図と説明文及び環境審議会での検討経過の追加による修正案について、意見・質問等あるか。

○委員

(意見なし)

○会長

その他、意見・質問等あるか。

○委員

環境基本計画 26、28 ページの成果指標に関する数値についても修正していただきたい。

(2) 伊丹市におけるゼロカーボンシティの表明について

- ・会長より、伊丹市のゼロカーボンシティ表明について今後検討することを提案

○会長

ゼロカーボンシティの表明をする場合、議決事項として取り扱うこととなるか。

○事務局

表明方法については、様々な手法がとられている。本市では、市民や事業者を巻き込んだ内容となることから、ゼロカーボンシティに関する都市宣言のような形で議決事項として取り扱うことも考えている。

○会長

伊丹市環境審議会として、伊丹市にゼロカーボンシティ表明を提案することについて、意見・質問等あるか。

○委員

(意見なし)

○会長

ゼロカーボンシティ表明の提案については、欠席委員にも確認を行ってほしい。

○事務局

承知した。

○会長

本日の審議については以上となる。

・連絡事項

- ① 第 6 回環境審議会については 12 月 22 日 (水) 14 時を予定している。なお、書面開催について検討しており詳細は追って連絡する。

閉会 (11 : 25)